次世代育成支援 休暇・休業制度及び休業給付制度 概要表

(表面)

衣田 <i>)</i>														节和4年10月1日現在
月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		1 3 小 中 歳
特別休暇 (有給)	(母性保護)				妊娠 満妊娠 満	2近 【 妊産婦 長交付から 524週から 536週から	書(つわり 週間以内 健康診査 妊娠満23 35週 出産 勤緩和】	等)】 過 4週 2週 1週	間に1回 間に1回 間に1回	周間(多胎	【 <u>産</u> 妊娠は16)	間から		【産後】 1 小 中 1 歳 2 3 学 学 学 【妊産帰健康診査】 歳 核 校 校 出産後 1年以内 1回 か 月 月 月
	(保育等)	妊娠	- ご注意· : 詳細に : 特休・	ください。 ついては7 育休制度	ホームペー E	 ない場合や -ジをご覧い 教 休手当金等	ただくか下	記までお間果 企画	問い合わせ G	ください。 7線3442	【配价	禺者の		【育児時間】 生後1年6か月に達しない子どもを育てる場合 1日2回(30分と1時間) 育児参加休暇】出産予定日の8週間前の日から当該出産日以後1年を経過する日までの期間に5日以内 周者の出産 】 配偶者が入院等する日から出産の日以後2週間を経過する日までの期間に 2日以内 【子の看護】中学校就学前まで 看護のため 1暦年につき 5日以内。(中学校就学前の子が2人以上の場合は10日以内)
育児休業		(母子健	たさ	だし、期末	卡手当、 勤	与は支給で 動勉手当に 共済組合。	ついては戸	所要の条		した場合!	ئ ر		出	<育児休業> 子どもの 満3歳 の誕生日の前日まで
育児部分休業	育児部分休業												産	<育児部分休業> 小学校就学の始期に達する日の前日まで。 1日につき 2時間以内
子育て部分休暇		帳の									<	<子育 [·]	て部分	休暇> 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年まで 1日につき 2時間
育児短時間勤和	务	交付											<u>'</u>	<育児短時間勤務> 小学校就学の始期に達する日まで。 複数の勤務形態の中から選択
早出遅出勤務	Š)											<	「早出遅出勤務>〇小学校就学の始期に達しない子を育てる職員(子の養育)の特例 ①30分早出②15分早出③15分遅出④30分遅出⑤45分遅出から選択 〇小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子を育てる職員(放課後児童健全育成事業を行う施設等への送迎)の特例 上記5パターンから選択
給 与													出産	<※育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業を取得した場合の給与の取扱いは「裏面」を参照。
共済組合 ≪給付≫			- 日後! - 育児(56日まで 休業期間	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	より共済挂	ト金が免除 より共済技	になりま ^っ ト金が免	す。 除となりま) から出産(1ヶ月以			〇組合員の出産 【出産費】1人につき50万円 (※2) (※2) 産科医療補償制度未加入医療機関等に 【出産費附加金】(5万円) おいて出産した場合は48万8千円 (※3) 一定の要件を満たす場合は、最長2歳まで 支給されます。 (※4) 育児休業手当金】1歳未満の子どもを養育するため、育児休業をしたときに支給 標準報酬日額×67/100×支給日数 (※4) に達した後の期間(181日目から)に係る給付率
互助組合 ≪給付≫			1			 歳まで) の <u>3</u> 殺します。 ·	 互助組合排 	 金は育り 	 見休業支持	 援金(掛金 	 全相当額を 	支		【出産見舞金】(4万円)

次世代育成支援 休暇·休業制度及び休業給付制度 概要表 (育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業、子育て部分休暇を取得した場合の給与の取扱いについて) (裏面)

☆育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業、子育て部分休暇を取得した場合の給与の取扱い

令和4年10月1日現在

双月况怀未、月况湿时间	<u> </u>	を取付しに場合の紹子の取扱い	<u> </u>
	育児休業	育児短時間勤務	育児部分休業、子育て部分休暇
給料月額 教職調整額	·無給	・勤務時間数に応じた額 ・給料の月額×週の勤務時間数/38H45M	・部分休業(休暇)の時間数について、給料の月 額を減額
管理職手当 義務教育等教員特別手 当 産業教育手当	・支給しない	・勤務時間数に応じた額 ・手当額×週の勤務時間数/38H45M	•全額支給
地域手当へき地手当		・勤務時間数に応じた額・勤務時間数に応じて支給される給料等×支給割合	・部分休業(休暇)の時間数について、地域手当を 減額
扶養手当 住居手当 単身赴任手当		•全額支給	•全額支給
通勤手当		・原則、フルタイム勤務時と同様(定期券又は勤務回数に応じた回数券等の額等)	
時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当		・フルタイム勤務職員と同様・時間外勤務は、1日7H45Mまでは支給割合100/100	・フルタイム勤務職員と同様
特殊勤務手当 定時制通信教育手当		・原則、フルタイム勤務時と同様	
期末手当 ※	・基準日以前に勤務した期間等がある職員に支給 ・休業期間(休業期間が一か月以下である職員を除く。)の1/2を在職期間から除算	・手当基礎額はフルタイム勤務時の額に割り戻す・勤務時間の短縮分相当期間の1/2を在職期間から除算	・除算の対象外
勤勉手当 ※	・基準日以前に勤務した期間等がある職員に支給 ・休業期間(休業期間が一か月以下である職員を除く。)の全部を勤務期間から除算	・手当基礎額はフルタイム勤務時の額に割り戻す ・勤務時間の短縮分相当期間の全部を勤務期間から除算	・部分休業(休暇)の承認を受けて勤務しなかった 期間が30日を超える場合にはその勤務しなかっ た全期間を勤務期間から除算
退職手当	・子が1歳に達する日の属する月までの休業期間については1/3、それ以降の休業期間については1/2を勤続期間から除算	・育児短時間勤務職員であった期間の1/3を 勤続期間から除算。 ・算定基礎となる給料月額はフルタイム勤務 職員と同じ。	
昇 給	·影響なし		

[※] 子の出生日から57日間以内にする育児休業とそれ以外の期間にする育児休業のそれぞれについて、 承認を受けた期間が1箇月以下であるものは減額の対象とならない。